

2010年9月26日

会員の皆様

特定非営利活動法人フローレンス  
代表理事 駒崎弘樹

### 株式会社リラックス・コミュニケーションズ：育児補助券取扱開始のご案内

NPO法人フローレンスは、株式会社リラックス・コミュニケーションズとのサービス提携により、育児補助券をご利用頂く事が出来るようになりました。育児補助券とは、保育サービスを利用された場合に、お子様おひとりにつき利用時間1時間に対して1枚利用できる割引(300円分)チケットです。ご利用内容・方法は下記のとおりとなっておりますので、ご一読のうえ、ご利用を希望される場合は、事務局までお申出下さい。

■ご利用開始日：2010年10月1日よりご利用いただけます。

■ご利用内容：保育料にご利用いただけます。

※保育料が1時間未満の場合及び隊員交通費は、対象外です。

※入会金・年会費・月会費・特約料などに、使用することはできません。

**※月1回目の保育料にはご利用いただけません。卒業生パック・法人会員の一部の方はこの限りではありません(ご不明な方はお問合わせください)。**

■ご利用金例：

期日までにご提出頂いた育児補助券は、ご利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映(控除)させていただきます。

<ご利用例>

10月9日:9:00~17:00,10月10日:9:00~17:30の2回の病児保育サービスをご利用の場合

⇒10月10日の利用に関し、8枚分の育児補助券が利用できます。10月分の保育料を2,400円返金ということになりますが、実際に現金を返金するのではなく、保育料との相殺とさせていただきます。

■ ご利用の手順：

- ① ご利用いただく育児補助券が、発行日・会員 ID・会員氏名が印字されていること、有効期限内であることをご確認ください。(育児補助券は、発行日から3カ月以内です。)
- ② 育児補助券を、ご利用月の翌月 3 日までに、フローレンス事務局まで、書留など記録の残る方法でご送付下さい。

・送付先住所:102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-8-4 第二プレシーザビル 502 号室

・電話番号:03-5275-1162(病児保育事業部直通)

・宛名:NPO 法人フローレンス 病児保育事業部 クーポン担当行

※利用日より発行日が後ですと育児補助券が有効になりませんのでご注意ください。

※請求の都合上、期日までに到着しない場合は、割引の適用はできませんのでご注意ください。

以上